

# 山梨県公報

第四百七十三号

令和六年

五月二十三日

木曜日

## 目次

告示	一八五
○家畜伝染病の発生	一八五
○道路の区域変更(二件)	一八五
公告	一八六
○随意契約の相手方の決定について	一八六
○落札者の決定について	一八六
○公共測量の終了	一八六
○開発行為に関する工事の完了について	一八六
教育委員会	一八七
○山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置	一八七
公安委員会	一八七
○山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	一八七

## 告示

### 山梨県告示第三百三十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和六年五月二十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	富士河口湖町	令和六年五月十日

### 山梨県告示第三百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和六年六月十三日まで一般の縦覧に供する。

令和六年五月二十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百四十号
- 道路の区域

区間	旧敷地の幅員の別(メートル)	新敷地の幅員の別(メートル)	延長(メートル)
山梨市南字細田二〇二番一地从先から山梨市南字細田一九八番一地从先まで	一五・五 二〇・二	一四・二 一九・三	二五・〇 二五・〇

### 山梨県告示第三百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和六年六月十三日まで一般の縦覧に供する。

令和六年五月二十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 平沢千野線
- 道路の区域

区間	旧敷地の幅員の別(メートル)	新敷地の幅員の別(メートル)	延長(メートル)
甲州市塩山千野字下河原二七八番一六地从先	八・五	八・五	八四・二

から  
甲州市塩山千野字下河原二七八番一九地先  
まで

新	一四・四	
八・八 二七・一		
		八四・二

# 公 告

## ● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年五月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 一 随意契約に係る役務

- (一) 名称 山梨県情報セキュリティクラウド運用管理業務
- (二) 数量 一式

### 二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県DX・情報政策推進統括官
  - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和六年四月一日
- 四 随意契約の相手方

(一) 名称 株式会社Y S K e i c o m

(二) 住所 山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号

五 契約金額 五千四百八十九万二千六百五十八円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県情報セキュリティクラウド構築業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

## ● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブ

で作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年五月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 一 落札に係る役務

- (一) 名称 端末セキュリティ等統括管理SEの委託業務
- (二) 数量 一式

### 二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県DX・情報政策推進統括官
  - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和六年三月二十一日
- 四 落札者

(一) 名称 株式会社カルク

(二) 住所 山梨県中央市乙黒百五十八番地二

五 落札金額 三千百八十二万四千円

六 契約の相手方を決定した手続 指名競争入札

七 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第七条第一項の規定による公告を行った日 令和六年二月八日

## ● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年五月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（数値図化）

二 測量の地域 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町地内外

三 測量の期間 令和五年十一月三十日から令和六年五月十三日まで

## ● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事は、完了した。  
令和六年五月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市旭町上條南割字山寺千九百六十一番一の一部、千九百六十一番二、千九百六十二番、千九百五十四番一及び千九百五十九番並びに字北樋三千五百五十九番二十三、三千五百五十八番二の一部及び三千五百六十番の一部

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 韮崎市旭町上條南割千九百六十一番 大公寺（曹洞宗 宗教法入） 代表役員 越賀 克晋

### 教育委員会

#### 山梨県教育委員会告示第一号

山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）第二条第三項の規定により、附属機関を設置することとしたので、同条第四項により、次のとおり告示する。

令和六年五月二十三日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

附属機関	担任事務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
少人数教育 推進検討委 員会	公立小中学校における少人数教育の推進に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務	十七人以内	一 学識経験のある者 二 学校教育の関係者 三 保護者 四 関係行政機関の職員	令和六年五月三十一日から令和七年三月三十一日まで	教育庁義務教育課

### 公安委員会

#### 山梨県公安委員会規則第六号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年五月二十三日

山梨県公安委員会

委員長 堀 内 拓 三

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三北杜警察署の部清里警察官駐在所の項中「北杜市高根町清里三五四五の三六〇〇」を「北杜市高根町清里三五四五番地四一二」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和六年六月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番